

住宅用火災警報器(住警器)10年たったら交換しましょう

住警器の設置が義務となって今年の6月で10年になります。新築住宅は平成18年6月から、既存住宅は平成23年6月から義務化されました。そろそろ住警器本体の交換時期が来ています。



◎住警器を設置していますか？

- 全ての住宅の寝室と階段(寝室が2階以上にある場合)に必ず設置してください。
- 市内の2割の住宅でまだ設置されていません。
- 台所、居間などへの設置もおすすめします。

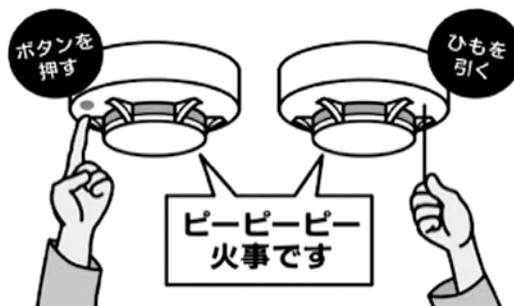
住警器の効果は抜群です!

一人ひとりの防火が地域全体の防火に繋がります!



◎あなたの大切な「命」と「財産」を守ります!

- 火災は早期発見が重要です。特に就寝中の火災の早期発見には住警器が効果的です。
- 住警器を設置している場合は、設置していない場合に比べ、死者の発生は2/3、焼損面積、損害額は概ね半減しています。(消防庁)



◎定期的に作動を確認しましょう!

点検ボタンを押すか点検ひもをひっぱり、1ヶ月に1回作動確認をしましょう。作動確認をしても住警器に反応がなければ、本体の故障か電池切れです。住警器本体または電池を交換しましょう。

◎10年たったら住警器本体を交換しましょう!

住警器本体にも寿命があります。古くなると電子部品の劣化で火災を感知しなくなる恐れがあります。いざというときに火災を感知しなくては意味がありません。

住警器本体は10年を目安に交換しましょう。

お問い合わせ 消防本部予防課 予防係 ☎51-0123

**佐渡市公共施設等
総合管理計画(案)に
ついてご意見を募集します**

佐渡市では、公共施設等について長期的な視点から計画的に更新・統廃合・長寿命化などを行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等をより適切に配置していくため、「佐渡市公共施設等総合管理計画」を策定しています。計画(案)について、市民の皆さまのご意見をお聞かせください。

意見募集期間

6月8日(水)～7月7日(木)

閲覧場所

市役所行政改革課(本庁舎3階)、各支所・行政サービスセンター、中央図書館、各教育事務所(公民館)、市ホームページ

意見の提出方法

ご意見提出用紙(閲覧場所に配置)に記入のうえ、持参、郵送、ファクシミリまたは市ホームページの応募専用フォームで、市役所行政改革課に提出してください。

寄せられた意見の概要とそれに対する市の考え方を、市ホームページ等で公表します(氏名等は公表しません)。

意見提出・お問い合わせ

市役所行政改革課行革推進係
☎63-3111 / FAX63-5125